

【記載例】

事業場規模30人以上、賃金引上額60円以上、3人引上げ、対象経費支出済額100万円の場合

第1号様式(第5条関係)

沖縄県業務改善奨励金交付申請書

令和 8年 2月16日

沖縄県知事 殿

国助成金の申請をした事業場及び代表者等を記載して下さい。

郵便番号	
住所	
事業場名	
代表者職氏名	
電話番号	
担当	部署名
	職・氏名
	電話番号
	E-mail

厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)(以下「国助成金」という。)の額の確定通知があり
国庫補助金精算書(様式第9号別紙1)に記載した「対象経費支出済額(D)」の金額を記載してください。

記

1 奨励金交付申請及び実績報告額 金 100,000 円

2 奨励金交付申請額の内訳

国助成金における対象経費支出済額 A	対象経費に県補助率を乗じた額(要綱別表1) B=A×県補助率 1,000,000 円	奨励金上限額(要綱別表2または別表2-2) C 100,000 円	BとCを比較して少ない方の額(千円未満切り捨て) D 113,000 円
・国助成金コース区分 60円コース	3 人	事業実施結果報告書(様式第9号別紙2)に記載したコース区分、引上げ労働者数を記載してください。	
・引上げ労働者数 3 人			
・賃金引上げ年月日 令和 7年 10月 1日			

3 添付書類確認表

提出書類	添付
誓約・同意書(第2号様式)	○
国助成金交付額確定及び支給決定書の写し(国助成金交付要綱 様式第11号)	○
国助成金実績報告書の写し(国助成金交付要綱 様式第9号)	○
国庫補助金精算書の写し(国助成金交付要綱 様式第9号別紙1)	○
事業実施結果報告書の写し(国助成金交付要綱 様式第9号別紙2)	○
その他知事が必要と認める書類	○

4 奨励金振込先口座 ※口座名義人は申請者と同一の名義であること。

金融機関名	●●●	銀行	●●●	支店
預金種別	1. 普通			
口座番号				※左めでご記入ください
口座名義(カタカナ)	●●●●			

「振込先口座の預金通帳の写し」、「債権者登録申出書(新規)」の提出をお願いします。
※預金通帳の写しは、金融機関名、店番号、預金種別、口座番号、口座名義(カタカナ)の記載されているページのコピー

国庫補助金精算書(様式第9号別紙1)

国庫補助金精算書

区分	総事業費	収入額	差引額(A-B)	対象経費支出済額	対象経費支出済額(D)に助成率(※1)を乗じた額(1円未満切り捨て)	基準額(上限額)※2	達定額(EとFを比較して少ない方の額)	国庫補助基本額(GとHを比較して少ない方の額)	国庫補助所要額(1,000円未満切り捨て)※3	交付決定額(I)	国庫補助受入済額(K)	差引過不足額(L)
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)	1,200,000 円	0 1,200,000 円	1,000,000 円	800,000 円	900,000 円	800,000 円	800,000 円	800,000 円	800,000 円	0	▲ 800,000 円	

国庫補助金精算書(様式第9号別紙1)の「交付決定額(J)」の金額と、国助成金交付額確定及び支給決定通知書の金額が一致しているか確認してください。

国庫補助金精算書などの添付書類について、国提出後に内容が修正となった場合は、別紙(任意様式)により修正箇所を記載し、県奨励金申請時に提出頂くようお願いいたします。

例: 国庫補助金精算書の「対象経費支出済額」に、対象外経費が含まれていたことによる減額修正。(1,200,000円→1,000,000円)
事業実施結果報告書の「賃金引上げ労働者数」の誤りによる修正。(4人→3人)など

別表1 県奨励金補助率

対象経費	県補助率
国の業務改善助成金の対象経費支出済額(※)	国の助成金の助成率が 3/4の場合 1/8 4/5の場合 1/10

別表2 県奨励金補助上限額(30人以上の事業所)

最低賃金引上げ額	引き上げる労働者数	国との助成上限額(円)	県の補助上限額	
			補助率1/8 (国の助成率3/4の場合)	補助率1/10 (国の助成率4/5の場合)
30円以上	1人	300,000	50,000	38,000
	2~3人	500,000	84,000	63,000
	4~6人	700,000	117,000	88,000
	7人以上	1,000,000	167,000	125,000
	10人以上	1,200,000	200,000	150,000
45円以上	1人	450,000	75,000	57,000
	2~3人	700,000	117,000	88,000
	4~6人	1,000,000	167,000	125,000
	7人以上	1,500,000	250,000	188,000
	10人以上	1,800,000	300,000	225,000
60円以上	1人	600,000	100,000	75,000
	2~3人	900,000	150,000	113,000
	4~6人	1,500,000	250,000	188,000
	7人以上	2,300,000	384,000	288,000
	10人以上	3,000,000	500,000	375,000
90円以上	1人	900,000	150,000	113,000
	2~3人	1,500,000	250,000	188,000
	4~6人	2,700,000	450,000	338,000
	7人以上	4,500,000	750,000	563,000
	10人以上	6,000,000	1,000,000	750,000

別表2-2 県奨励金補助上限額(30人未満の事業所)

最低賃金引上げ額	引き上げる労働者数	国との助成上限額(円)	県の補助上限額	
			補助率1/8 (国の助成率3/4の場合)	補助率1/10 (国の助成率4/5の場合)
30円以上	1人	600,000	100,000	75,000
	2~3人	900,000	150,000	113,000
	4~6人	1,000,000	167,000	125,000
	7人以上	1,200,000	200,000	150,000
	10人以上	1,300,000	217,000	163,000
45円以上	1人	800,000	134,000	100,000
	2~3人	1,100,000	184,000	138,000
	4~6人	1,400,000	234,000	175,000
	7人以上	1,600,000	267,000	200,000
	10人以上	1,800,000	300,000	225,000
60円以上	1人	1,100,000	184,000	138,000
	2~3人	1,600,000	267,000	200,000
	4~6人	1,900,000	317,000	238,000
	7人以上	2,300,000	384,000	288,000
	10人以上	3,000,000	500,000	375,000
90円以上	1人	1,700,000	284,000	213,000
	2~3人	2,400,000	400,000	300,000
	4~6人	2,900,000	484,000	363,000
	7人以上	4,500,000	750,000	563,000
	10人以上	6,000,000	1,000,000	750,000